

誓 約 書

当法人は、家庭裁判所の選任を受け法人後見として活動する当たり、以下の大阪府が定める「法人後見活動の基準」の内容について、誓約します。

また、大阪府及び市町村等の推薦を経ないで第三者後見人になった場合や、任意後見契約受任者、任意後見人になった場合は、法人後見バンクの登録を抹消されることに同意します。

記

1. 法人後見活動の基準

- ①大阪府内に所在する社会福祉法人であること。
- ②新規登録申請時に、大阪府が開催する法人後見専門員養成講座を受講している職員を配置していること。
- ③法人後見実施団体として活動する意思を持ち、成年後見制度に関する基礎的な知識を有し、成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）としての活動を安定的、継続的に実行できる健康状態や生活状況にあること。
- ④大阪府が登録者に対して行う定期的な研修や情報交換会に参加すること。
- ⑤次の後見人の欠格事由に該当しないこと。

民法第 8 4 7 条

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 三 破産者
- 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

- ⑥被後見人等との間で、利益が相反する行為を行わないこと。

令和 年 月 日

法人の所在地：
名 称：
代表者の職・氏名：

印